

| | |
|--------------|---|
| 8-(1) | 保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定) |
| 要望の視点 | 3.規制・制度の撤廃や見直し |
| 規制の根拠法令 | 保険業法第8条 |
| 要望の具体的内容 | <p>【平成26年6月24日閣議決定「規制改革実施計画」に記載の「保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)と同じ】</p> <p>同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に必要な“認可”を不要とすべきである。手続きを不要とできない場合は、「届出」に緩和すべきである。</p> |
| 規制の現状と要望理由等 | <p>保険会社の常務に従事する取締役または執行役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならないこととされている。</p> <p>この制度趣旨は、保険会社に不利な扱いの防止であると思料するが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がない。また、業務の親和性も高いことから、グループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。</p> <p>本件は、平成26年6月24日閣議決定の「規制改革実施計画」30ページ(No.66)に記載があり、「平成26年度中検討・結論」とされているので、是非とも実現すべきである。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 金融庁総務企画局企画課保険企画室 |

| | |
|--------------|---|
| 8-(2) | 保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大 |
| 要望の視点 | 3.規制・制度の撤廃や見直し |
| 規制の根拠法令 | 保険業法施行規則第56条 |
| 要望の具体的内容 | <p>保険業法施行規則第56条第5項等の10%超例外投資可能企業の要件に関し、投資先企業が成長し、中小企業の要件から外れた場合においても、特定子会社であるベンチャーキャピタルがリードベンチャーキャピタルやそれと同様の役割を果たしている場合(リードベンチャーキャピタルが複数存在する場合等を含む)で、初回投資時に要件を満たしていた企業については、10%超となる追加投資を可能とすべきである。</p> |
| 規制の現状と要望理由等 | <p>現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」(いわゆるベンチャー企業)に投資する場合は、15年以内に限り、その合算対象から除かれる。</p> <p>しかしその場合においても、投資先企業が成長し中小企業の要件から外れた場合には、追加投資が出来ない。</p> <p>昨今、ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業のより初期の段階へと広がり、リードベンチャーキャピタルの資金調達支援を含めた企業育成の重要性がより増してきているが、この規制により、ベンチャー企業の資金調達に支障をきたす恐れがあることから、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルがリードベンチャーキャピタルやそれと同様の役割を果たしている場合(リードベンチャーキャピタルが複数存在する場合等を含む)については、上記のような場合においても追加投資が出来るよう緩和すべきである。</p> <p>当要望の実現によって、より多くの優良なベンチャー企業に対しての資金供給を通じた、新しい産業の創出や企業成長の促進、経済活性化に貢献することができる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 金融庁総務企画局企画課保険企画室 |

| | |
|--------------|--|
| 8-(3) | 外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和 |
| 要望の視点 | 3.規制・制度の撤廃や見直し |
| 規制の根拠法令 | 保険業法第106条、保険業法施行規則第56条、第56条の2、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-4(1)(5) |
| 要望の具体的内容 | 外国の関連法人等の子会社等について業務範囲規制を緩和すべきである。 |
| 規制の現状と要望理由等 | <p>保険会社の海外展開に係る規制緩和については、本年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例拡大が措置されたところであり、関連する内閣府令・監督指針の整備が検討されている。</p> <p>上記の他、保険会社の外国における子会社等の業務範囲についても、監督指針において国内の子会社等と同様の業務範囲が適用され、保険会社が外国の会社を関連法人等とする際に、当該関連法人等の傘下に子会社対象会社でない子会社等が存在している場合、当該子会社等の株式について一定期間内に売却等による処分を求められる(監督指針Ⅲ-2-3-4(1)(5))。</p> <p>一方で、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがある。</p> <p>保険会社による積極的な海外展開を促進する観点から、外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和すべきである。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 金融庁総務企画局企画課保険企画室、監督局保険課 |

| | |
|--------------|---|
| 8-(4) | 共同出資者の子会社から合併会社への貸付に関する貸金業法適用除外 |
| 要望の視点 | 3.規制・制度の撤廃や見直し |
| 規制の根拠法令 | 貸金業法施行令及び貸金業法施行規則 |
| 要望の具体的内容 | <p>共同出資会社から合併会社への貸付けについては一定の要件を満たせば貸金業法適用除外となったが、合併会社と出資の関係にない共同出資会社の子会社(具体的には金融子会社を想定)からの貸付けについても同要件を満たした場合には貸金業法適用除外とすべきである。</p> |
| 規制の現状と要望理由等 | <p><規制の現状> 本年4月1日の改正において共同出資会社が合併会社に対して行う貸付けについて①貸付が合併会社の総株主または総出資者の同意に基づくものであること、②貸付を行う会社等が合併会社の議決権の20%以上を保有していることを要件として貸金業法適用除外となった。しかしながら、合併会社と出資関係が無い共同出資会社の子会社が合併会社に対して貸付けを行う場合は貸金業法が適用される。</p> <p><要望理由> 本年4月1日の改正において実質支配力基準に基づく子会社含むグループ会社間の貸付けにおいて貸金業法適用除外とされ、金融子会社が子会社等に対して行う貸付に対して貸金業法適用除外となった。連結経営において連結グループ会社間の金融取引を専門知識、技量を備えた金融子会社が担うことが一般的であり、金融子会社の取引対象会社は貸金業法適用外となった子会社等に加えて他者との合併会社も含まれる。合併形態による企業の海外進出を金融面からサポートする為、金融取引において専門性を有する金融子会社を効率的に活用すべく、合併会社向け貸付について金融子会社が行うものについても貸金業法適用外とすべきである。貸金業法適用除外範囲が企業グループ内に留まり、資金需要者の利益が損なわれる事がなく、社会経済的な悪影響も及ぼさないものである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 金融子会社の貸金業法対応事務が不要となり業務効率が格段に向上する(例:貸金業取扱主任者(国家資格で3年毎の更新必要)の設置の義務付け、3年毎の貸金業登録更新、その他貸金業法に則した事務(契約締結前書面の公布、債権譲渡時の監督官庁への都度届出、法定帳簿の完済後10年間の保存、法定標識の事務所内での掲示等)。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 金融庁総務企画局企画課 |

| | |
|--------------|--|
| 8-(5) | 英文開示銘柄に関する説明義務の見直し |
| 要望の視点 | 3.規制・制度の撤廃や見直し |
| 規制の根拠法令 | 金融商品取引法第38条第7号 金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第25号 |
| 要望の具体的内容 | <p>「外国会社届出書等」を英語で記載して提出している有価証券(英文開示銘柄)については、顧客から有価証券の売買等の注文を受託する際にその旨の説明を行うことや説明書を交付すべきことが金融商品取引業者に対して義務付けられているが、当該義務を撤廃するか、または当該義務の対象につき、国内の金融商品取引所における取引以外の場合は交付義務・説明義務の対象外としてはどうか。</p> |
| 規制の現状と要望理由等 | <p>取引方法の如何を問わず、取引時まで金融業者等が当該顧客に対し、英文開示銘柄である旨の説明を行い、かつ、その旨を記載した文書を交付することが金融商品取引業者等に義務付けられている。</p> <p>書面交付については、契約締結前交付書面に記載し事前に交付する方法が認められる等、一部緩和されているものの、説明の履行は必要となっており、今もなお英文開示銘柄の取引に一定の障害となっている。このことが、外国企業の日本市場への参入を躊躇させる遠因ともなりかねないと思料する。外国株式の発行会社が、英文等の外国語で届出書等を開示していることは、顧客も十分承知しており明白であることから、斯様な規制を行う必要性は希薄であり、撤廃すべきである。</p> <p>全面的な撤廃が困難である場合、少なくとも、外国市場に上場している場合(外国市場への委託取引による方法、国内金融商品取引業者との間で相対取引)に関しては当該義務の撤廃を願いたい。要望が実現した場合には、外国企業による日本市場への参入を容易にする要因になるほか、日本の投資者による外国企業への投資が容易になり、投資対象が拡大することによる投資効果や、分散投資が可能になることによるリスクヘッジの実現等のメリットがある。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 金融庁総務企画局市場課、企業開示課 金融庁監督局証券課 |